



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 中央魚類株式会社  
代表者名 代表取締役会長 伊藤 裕康  
(コード:8030、東証第 2 部)  
問合せ先 執行役員総務部長 山田雅之  
(TEL. 03-3541-2500)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 70 期定時株主総会に株式併合に係る議案を付議し、併せて本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更および定款の一部変更を行うことを決議しましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としております。  
株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもちまして、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日に開催予定の当社第 70 期定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1.(1)変更の理由」に記載の通り、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することに併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)とし発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式の併合(10 株を 1 株に併合)を行うものです。

## (2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもちまして、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数等

株式併合前の発行済株式総数	43,153,000 株	(平成 29 年 3 月 31 日現在)
株式併合により減少する株式数	38,837,700 株	
株式併合後の発行済株式総数	4,315,300 株	

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合の基づき算出した理論値です。

④ 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿を前提とした、株主構成の割合

保有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
10 株未満	149 名(1.93%)	185 株(0.00%)
10 株以上	7,584 名(98.07%)	43,152,815 株(100.00%)
合計	7,733 名(100%)	43,153,000 株(100.00%)

⑤1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## (3) 併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日に開催予定の当社第 70 期定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 変更の理由

「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに本定款変更を行います。

(2) 変更の内容

下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>6,240</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>624</u> 万株とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は <u>100</u> 株 とする。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日に開催予定の当社第 70 期定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 株主総会招集決定取締役会決議   | 平成 29 年 5 月 15 日      |
| (2) 定時株主総会決議日        | 平成 29 年 6 月 29 日(予定)  |
| (3) 単元株式数変更の効力発生日    | 平成 29 年 10 月 1 日(予定)※ |
| (4) 株式併合の効力発生日       | 平成 29 年 10 月 1 日(予定)※ |
| (5) 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日(予定)  |
| (6) 定款の一部変更の効力発生日    | 平成 29 年 10 月 1 日(予定)  |

※上記の通り、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

添付資料： (ご参考)単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

## 【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

### Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

### Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に集約することを目標としています。

当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

### Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様にご所有の当社株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となるからです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

### Q 5 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

A. 株主様にご所有の当社株式数は株式併合により 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数に係る配当は生じません。

#### **Q 6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。**

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,200株	1個	120株	1個	なし
例3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例4	7株	なし	なし	なし	0.7株

・例 2 及び例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 20 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取りがご利用できます。

・例 3 及び例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は 0.5 株、例 4 は 0.7 株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。

・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくは、お取引の証券会社にお問い合わせください。

#### **Q 7 端数が生じないようにする方法はありますか。**

A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

#### **Q 8 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。**

A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。なお、単元未満株式の買増制度はありませんので、ご了承ください。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 9 今後の具体的なスケジュールを教えてください。**

A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日 定時株主総会決議日

平成 29 年 9 月 26 日 1,000 株単位での売買最終日

平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

平成 29 年 10 月下旬 株式割当通知の発送（予定）

平成 29 年 12 月上旬 端数相当分の処分代金のお支払い（予定）

**Q10 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

A. 特に必要なお手続きはございません。

**Q11 株主優待制度はどのようなのでしょうか。**

A. 平成 29 年 10 月以降の株主優待制度につきましては単元株式数の変更にあわせて見直しを予定しております。その詳細につきましては、後日改めてご報告させていただきます。

**【お問合せ先】**

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問合せください。

記

「特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）」

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-232-7111（通話料無料）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

以 上